

秋田県公安委員会告示第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和5年1月24日

秋田県公安委員会

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
10	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	P天龍∞SEVEN B	第2P1405号
11	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	P天龍∞SEVEN R1	第2P1422号
12	株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	ぱちんこ	PバベルMN	第2P1445号
13	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 名古屋市千種区今池三丁目9番21号	ぱちんこ	e聖闘士星矢超流星E HTA	第2P1617号
14	株式会社コナミアミューズメント 代表取締役 沖田 勝典 愛知県一宮市高田字池尻1番地	回胴式	SスロドルKD	第230277号
15	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 秀治 神奈川県厚木市中町二丁目7番10号	回胴式	S/OVERLORD 絶対支配者光臨II/S X	第2S1507号